

延岡市屋外広告物公共掲示板管理要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、本市が設置する公共掲示板（宮崎県屋外広告物条例〔平成5年宮崎県条例第13号〕第11条第6号に規定する公共掲示板をいう。以下「掲示板」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(掲示板に表示できる広告物)

第2条 掲示板に表示することができる広告物は、表示寸法が縦72.5センチメートル以内、横51.5センチメートル以内のはり紙（宮崎県屋外広告物条例第2条第1号に規定するはり紙をいう。以下同じ。）であって、その内容が次に掲げる事項に該当しないものに限るものとする。

- (1) 明白に虚偽の事項を記載したもの
- (2) わいせつな事項を記載したもの
- (3) 人の名誉を毀損し、侮辱する恐れのあるもの
- (4) その他掲示板の設置の趣旨に反すると市長が認めるもの

(利用の申請等)

第3条 掲示板にはり紙を表示しようとする者（以下「申請者」という。）は、事前に公共掲示板表示承認申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に必要事項を記入し、市長に申請し、その承認を得なければならない。

- 2 市長は、前項の申請を承認したときは、公共掲示板表示承認書（別記様式第2号）に前項の規定により申請者から提出されたはり紙に承認印を押して、申請者に交付するものとする。
- 3 市長は、第1項の申請の内容が、前条に規定する要件に該当しないときは、当該申請を承認しないものとし、その旨及び理由を申請者に通知するものとする。

(表示の方法等)

第4条 掲示板にはり紙を表示する者（以下「利用者」という。）は、はり紙を掲示板の市長が指定した位置に表示しなければならない。

- 2 同一人及び同一団体において1回の申請につき、原則として、1箇所のみ掲示とし、1回に表示できる期間は、20日以内とする。また、はり紙を再表示することのできる申請については、1回のみ承認する。ただし、他に申請者がいない場合はこの限りではない。申請は、表示開始日の2週間前から受け付ける。3回目以降の申請については、2回目の表示承認期間の満了日以降とする。
- 3 はり紙の表示方法は、ビニールテープによる貼りつけとし、当該はり紙を除去する場合は、ビニールテープを完全に取り除かなければならない。
- 4 申請者は、前条第2項の規定により交付を受けた承認書に記載の表示承認期間の開始日以降にはり紙を表示し、表示期間が満了したときは、当該満了日の翌日までに当該はり紙を自ら掲示板から除去しなければならない。
- 5 市長は、前項の規定に違反したときには、当該違反者（申請人及び申請団体）に対し、表示期間満了の日、もしくは表示期間を越えた場合については撤去した日の翌日から60日を経過する日までの間掲示を承認しないことができるものとする。

(利用者の損害賠償等)

第5条 利用者は、掲示板にはり紙を表示する場合は、他の利用者に迷惑を及ぼさないよう努めなければならない。

2 利用者は、故意又は過失により他の利用者又は掲示板に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(掲示板の管理)

第6条 市長は、掲示板の利用促進を図るため、常に掲示板の利用状況を把握するとともに、市内の掲示板の所在図を作成し、その周知に努めるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、掲示板の管理について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年5月15日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年10月9日から施行する。

《参考》

[宮崎県屋外広告物条例]

第2条第1号

屋外広告物 常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びびより札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等掲出され、又は表示されたもの並びにこれに類するものをいう。

第11条第6号

地方公共団体が設置する公共掲示板に規則で定めるところにより表示される広告物

[宮崎県屋外広告物条例施行規則]

第11条

条例第11条第6号に規定する公共掲示板に表示することが出来る広告物は、表示面積が0.5平方メートル以下のはり紙に限るものとする。

〈注1〉第2条第3号に規定する「人の名誉を毀損し、侮辱する恐れのあるもの」とは、例えば表示の内容に、国又は地方公共団体及び個人をあげて攻撃、誹謗中傷することなどをさす。